

2025

2

no.275



「税と暮らしを考える」広報誌

あおいろ

発行：一般社団法人
えどがわ青色申告会

<北会館>
江戸川区中央 1-2-18
TEL 03(3656)0621
FAX 03(3656)1104

<南会館>
江戸川区中葛西 4-19-8
TEL 03(5676)0751
FAX 03(5676)0753

営業時間 9:00~12:00 13:00~17:00(土日祝を除く)

CONTENTS/目次

- P1 >> 特集:令和6年分確定申告 決算相談が始まりました/休刊のお知らせ
- P2 >> 決算書・確定申告書の下書き 作成上の注意点
- P3 >> 持参書類 決算相談時によくある間違い/消費税の申告が必要な方へ/青色申告会からのお知らせ
- P4 >> 都税事務所からのご案内/各種相談会/事務局カレンダー/口座引落スケジュール

決算書・確定申告書の下書きを作成する
作成上の注意点は2ページ

持参書類を準備する
よくある間違いは3ページ

決算相談当日
北会館では3月末まで駐車場の利用不可

消費税の申告が必要な方
予約方法などは3ページ

	所得税	消費税	贈与税
申告期限	3月17日(月)	3月31日(月)	3月17日(月)
納付期限	3月17日(月)	3月31日(月)	3月17日(月)
口座振替日	4月23日(水)	4月30日(水)	なし

納付までが確定申告です!

上記の口座振替日は振替納税を設定されている方が対象となります。前日までに預貯金残高をご確認ください。

また、確定申告に関連して「納付」「還付金」や、「定額減税」「給付金」「支援金」などを騙った偽メールなどが想定されます。気になりましたらまずはご家族や青色申告会にご相談ください。

国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールにご注意ください!

ショートメッセージやメールにより国税の納付を求めることや差押えを予告することはありません

- ・ 国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりました偽のホームページへ誘導する事例がみついています。
- ・ 国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨の案内を返信していません。

不審なメール等に記載された URL へのアクセスや支払いなどしないようご注意ください

- ・ 不審なショートメッセージやメールを受信した場合、国税庁ホームページになりましたサイトを発見した場合には、アクセスすると被害を受ける可能性がありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。
- ・ 国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

十一月号からご案内しておりました「決算相談」がいよいよ始まりました。相談枠には限りがございますので、しっかりと準備をして相談日当日に備えましょう。
本号では、決算相談の流れや注意点など、皆さまに必ずご確認くださいたい内容を集めております。決算相談が一回で終わられるように改めてチェックしてみてください。

特集 令和六年分確定申告 決算相談が始まりました

休刊のお知らせ

広報誌「あおいろ」
3月号・4月号は
休刊とさせていただきます

決算書・確定申告書の下書き 作成上の注意点

〇地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
〇〇市△△町××× 〇〇 〇〇	土地	権更賃 240,000	120,000
		権入賃	

「地代家賃の内訳」のポイント

- 賃貸借契約書などを参考にします
- 支払先の住所・氏名：大家さんの住所・氏名
- 賃借物件：店舗、事務所、駐車場、自宅兼事業所など
- 金額：左欄は1年間で支払った総額
右欄は左欄のうち経費した金額(家事按分)

貸借対照表 (資産負債調)

(令和6年12月31日現在)

資産の部			負債・資本の部		
科目	1月1日(前期)	12月31日(期末)	科目	1月1日(前期)	12月31日(期末)
現金	292,000	373,000	支払手形		
当座預金	576,000	1,183,000	買掛金	1,672,000	2,034,000
定期預金	1,463,400	1,868,000	借入金	2,283,000	2,290,000
その他の預金	98,000	133,000	未払金	238,000	246,000
受取手形			前受金		
売掛金	1,172,000	1,348,000	預り金	3,000	25,000
有価証券					
棚卸資産	3,705,000	3,814,000			
前払金					
貸付金					
建物	1,404,600	1,747,000	貸倒引当金	64,460	74,140
建物附属設備	24,000	16,000			
機械装置					
車両運搬具					
工具器具備品	—	432,000			
土地					
繰延資産	150,000	100,000			
			事業主借		584,600
			元入金	4,624,540	4,624,540
			青色申告特別控除の所得金額		4,121,720
事業主貸		2,986,000	合計	8,885,000	14,000,000
合計	8,885,000	14,000,000	合計	8,885,000	14,000,000

「貸借対照表」のポイント ※青色65万(55万)控除の方

- 現金がマイナスになっていないか
- 預金が通帳の年末残高と一致しているか
- 年末時点で未回収の売上を売掛金としているか
- 備品などの資産が減価償却の残高と一致しているか
- 借入金返済予定表の残高と一致しているか
- 全体としてマイナスの誤った金額がないか
※預金や元入金は場合によりマイナスになることがあります

会計ソフトをご利用の方へ

「その他の資産」「その他の負債」といった科目に金額が集計されている場合には、空白の科目欄にわけて表示されるように設定を変更することができます。

操作方法がわからない場合には、最新の試算表を印刷して、決算書と一緒にご持参ください。

令和6年分 社会保険料等に係る控除証明書等

社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
国民年金(第1号)		国民健康保険	
国民年金(第2号)		国民年金(第2号)	
国民年金(第3号)		国民年金(第3号)	
国民年金(第4号)		国民年金(第4号)	
国民年金(第5号)		国民年金(第5号)	
国民年金(第6号)		国民年金(第6号)	
国民年金(第7号)		国民年金(第7号)	
国民年金(第8号)		国民年金(第8号)	
国民年金(第9号)		国民年金(第9号)	
国民年金(第10号)		国民年金(第10号)	
国民年金(第11号)		国民年金(第11号)	
国民年金(第12号)		国民年金(第12号)	
国民年金(第13号)		国民年金(第13号)	
国民年金(第14号)		国民年金(第14号)	
国民年金(第15号)		国民年金(第15号)	
国民年金(第16号)		国民年金(第16号)	
国民年金(第17号)		国民年金(第17号)	
国民年金(第18号)		国民年金(第18号)	
国民年金(第19号)		国民年金(第19号)	
国民年金(第20号)		国民年金(第20号)	
国民年金(第21号)		国民年金(第21号)	
国民年金(第22号)		国民年金(第22号)	
国民年金(第23号)		国民年金(第23号)	
国民年金(第24号)		国民年金(第24号)	
国民年金(第25号)		国民年金(第25号)	
国民年金(第26号)		国民年金(第26号)	
国民年金(第27号)		国民年金(第27号)	
国民年金(第28号)		国民年金(第28号)	
国民年金(第29号)		国民年金(第29号)	
国民年金(第30号)		国民年金(第30号)	
国民年金(第31号)		国民年金(第31号)	
国民年金(第32号)		国民年金(第32号)	
国民年金(第33号)		国民年金(第33号)	
国民年金(第34号)		国民年金(第34号)	
国民年金(第35号)		国民年金(第35号)	
国民年金(第36号)		国民年金(第36号)	
国民年金(第37号)		国民年金(第37号)	
国民年金(第38号)		国民年金(第38号)	
国民年金(第39号)		国民年金(第39号)	
国民年金(第40号)		国民年金(第40号)	
国民年金(第41号)		国民年金(第41号)	
国民年金(第42号)		国民年金(第42号)	
国民年金(第43号)		国民年金(第43号)	
国民年金(第44号)		国民年金(第44号)	
国民年金(第45号)		国民年金(第45号)	
国民年金(第46号)		国民年金(第46号)	
国民年金(第47号)		国民年金(第47号)	
国民年金(第48号)		国民年金(第48号)	
国民年金(第49号)		国民年金(第49号)	
国民年金(第50号)		国民年金(第50号)	
国民年金(第51号)		国民年金(第51号)	
国民年金(第52号)		国民年金(第52号)	
国民年金(第53号)		国民年金(第53号)	
国民年金(第54号)		国民年金(第54号)	
国民年金(第55号)		国民年金(第55号)	
国民年金(第56号)		国民年金(第56号)	
国民年金(第57号)		国民年金(第57号)	
国民年金(第58号)		国民年金(第58号)	
国民年金(第59号)		国民年金(第59号)	
国民年金(第60号)		国民年金(第60号)	
国民年金(第61号)		国民年金(第61号)	
国民年金(第62号)		国民年金(第62号)	
国民年金(第63号)		国民年金(第63号)	
国民年金(第64号)		国民年金(第64号)	
国民年金(第65号)		国民年金(第65号)	
国民年金(第66号)		国民年金(第66号)	
国民年金(第67号)		国民年金(第67号)	
国民年金(第68号)		国民年金(第68号)	
国民年金(第69号)		国民年金(第69号)	
国民年金(第70号)		国民年金(第70号)	
国民年金(第71号)		国民年金(第71号)	
国民年金(第72号)		国民年金(第72号)	
国民年金(第73号)		国民年金(第73号)	
国民年金(第74号)		国民年金(第74号)	
国民年金(第75号)		国民年金(第75号)	
国民年金(第76号)		国民年金(第76号)	
国民年金(第77号)		国民年金(第77号)	
国民年金(第78号)		国民年金(第78号)	
国民年金(第79号)		国民年金(第79号)	
国民年金(第80号)		国民年金(第80号)	
国民年金(第81号)		国民年金(第81号)	
国民年金(第82号)		国民年金(第82号)	
国民年金(第83号)		国民年金(第83号)	
国民年金(第84号)		国民年金(第84号)	
国民年金(第85号)		国民年金(第85号)	
国民年金(第86号)		国民年金(第86号)	
国民年金(第87号)		国民年金(第87号)	
国民年金(第88号)		国民年金(第88号)	
国民年金(第89号)		国民年金(第89号)	
国民年金(第90号)		国民年金(第90号)	
国民年金(第91号)		国民年金(第91号)	
国民年金(第92号)		国民年金(第92号)	
国民年金(第93号)		国民年金(第93号)	
国民年金(第94号)		国民年金(第94号)	
国民年金(第95号)		国民年金(第95号)	
国民年金(第96号)		国民年金(第96号)	
国民年金(第97号)		国民年金(第97号)	
国民年金(第98号)		国民年金(第98号)	
国民年金(第99号)		国民年金(第99号)	
国民年金(第100号)		国民年金(第100号)	

「社会保険料等に係る控除証明書等」のポイント

- 支払先から発行された控除証明書に表記の金額を該当箇所に入ります
- 医療費控除を受ける場合には別紙の「医療費の明細書」を作成してください
- ふるさと納税など寄附金控除を受ける場合には金額を合計してきてください
- 生命保険料は下図の赤い箇所を参考に該当箇所に分けて記入します

令和 年分 生命保険料控除証明書

契約番号(証券記載番号)	保険払込期間	保険種類	適用制度
〇〇〇〇△△△	10年	養老	新生命保険料控除制度
払込方法	契約日	保険期間	年金支払開始日
月払	〇年〇月〇日	10年	
保険金受取人名	保険受取人生年月日		
山川 明子	〇年〇月〇日		
一般	一般の生命保険料(A)	配当金(相当額)(B)	一般証明額(A-B)
	25,000円	0円	25,000円
介護	介護医療保険料(C)	配当金(相当額)(D)	介護医療証明額(C-D)
年金	個人年金保険料(E)	配当金(相当額)(F)	個人年金証明額(E-F)

ここをチェック!
控除証明書には「発注時点の金額」と「年末時点の金額」が表記されていることが多いです。年末まで予定通りに支払われている場合には「年末時点の金額」を使っていきます。

特別な年会費がずっと続く
VISAゴールドカードのご案内

このAご利用で
最大22,000円相当
ポイントプレゼント
2025年5月31日に入会まで

カード情報等を裏面に集約 セキュリティに配慮したデザイン
三井住友トラストVISAゴールドカード

特別年会費 2,750円(税込)
ご家族会員年会費 1,100円(税込)
2年間・年中全体で対応のロードサービス付のゴールドカード

ロードサービスVISAゴールドカード

特別年会費 3,300円(税込)
ご家族会員年会費 1,100円(税込)

ETCカードをご希望の場合は別途年会費が適用/税込となります。
(年会費無料、1年間に1回以上のETCご利用が条件となります。)

三井住友トラストVISAロードサービスは、道路沿道のETC専用レーンでETC専用レーンに入場し、ETC専用レーンで通行料を支払っていただきます。

青色申告会の会員のみならずへ 三井住友トラストカード

お申し込みURL 2年目以降も特別年会費が続くカードのお申し込みはこちらのURLから。

ゴールドカードかロードサービスゴールドカードのいずれかをお選びいただき、お申し込みください。

<https://www.smtcard.jp/lp/aiiro.html>

最初の画面の **カードのお申し込み** を押していただいた後に表示される 2. お申し込みにあたっての **青色申告会専用団体コード** を押していただき、ご所属の青色申告会の団体コードを確認いただいた後、 **カードのお申し込み** を押していただき、お申し込み手続きをお願いいたします。
入力画面最後の「その他の入力」欄に確認いただいた団体コードを半角英数字でご入力ください。

持参書類 決算相談時によくある間違い

年金を支払っている方

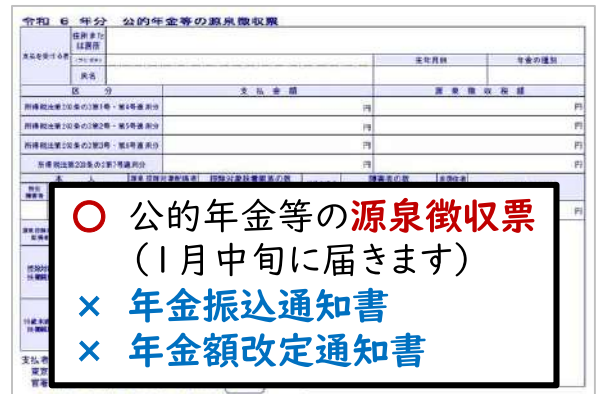
下図を参考に表題が「控除証明書」であることをご確認ください。控除証明書と実際の支払額が違うときは再発行が必要です。現金払いの方は支払時の「領収証書」でも大丈夫です。



- 国民年金保険料控除証明書 (11月上旬に届きます)
- × 国民年金保険料口座振替額通知書

年金を受給している方

下図を参考に表題が「源泉徴収票」であることをご確認ください。また、年分も「令和6年分」のものか改めてご確認ください。



- 公的年金等の源泉徴収票 (1月中旬に届きます)
- × 年金振込通知書
- × 年金額改定通知書

主な書類の再発行窓口

年金の控除証明書	ねんきん加入者ダイヤル(0570-003-004)
年金の源泉徴収票	ねんきんダイヤル(0570-05-1165)
小規模企業共済の控除証明書	自動発送サービス(042-567-3308) ※様式番号は「355」です
生命保険・地震保険の控除証明書	各保険会社へお問い合わせください

※ お電話の際には、各種番号(基礎年金番号、契約番号、証券番号など)の記載がある書類をご準備ください。



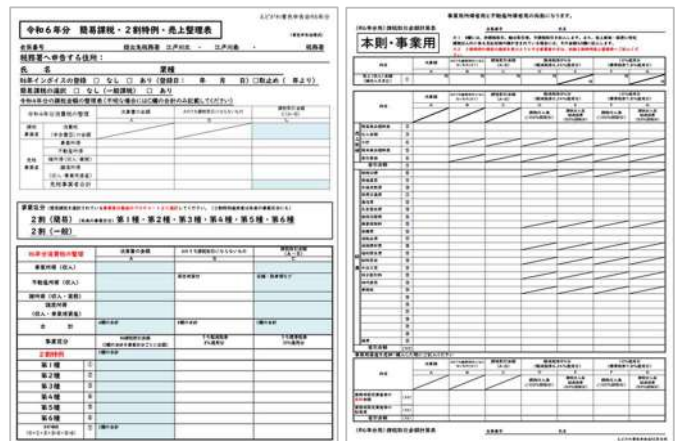
消費税の申告が必要な方へ

「令和4年分の課税売上が1,000万円を超えている方」や「消費税インボイス制度に登録された方」などは消費税の確定申告が必要になります。

3月下旬に消費税相談期間を設けておりますので、該当の方は所得税の決算相談後に受付で予約をするなど、消費税の申告を忘れないようにご注意ください。

消費税相談にあたっては、右図のいずれかの集計表を作成の上、ご持参いただきますようお願いいたします。

また、消費税インボイス制度に登録されている方は、登録通知書(登録番号・登録年月日のわかるもの)をあわせてご持参ください。



//// //// 青色申告会からのお知らせ //// ////

令和7年1月からの收受日付印の押なつについて

令和7年1月から税務署では、書面提出する申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととされました。なお、青色申告会では、事務局で相談の際にお預かりする申告書等の控えに「青色申告会收受印」を押印しますが公的なものではないため、提出事実の確認が必要な場合には税務署への開示請求手続きなどを行なっていただくこととなります。

事務局で相談の際はマイナンバーカード持参!

e-Taxにより電子申告等を行なった場合には、メッセージボックスに格納される受信通知から提出者の氏名、受付番号、受付日時等を確認できます。メッセージボックスの閲覧には会員自身のマイナンバーカードが必要となりますので、事務局にお越しの際にはカードのご持参をお願いいたします。カードの取得がまだという方はぜひご検討ください。

江戸川都税事務所からのお知らせ

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、2月28日(金)までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし!!

口座振替 パソコン・スマートフォン等から申込手続きができる都税 Web 口座振替申込受付サービスをぜひご利用ください。 

おうちで今、納付できます!!

スマホアプリ au PAY, d払い, J, LINE Pay, pb, PayPay, モバイルレゾ, Rakuten 楽天銀行, R Pay

クレジットカード 地方税お支払サイトから納付が出来ます。  インターネットバンキング モバイルバンキング ATM ペイジーにて納付ができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

<課税について> 江戸川都税事務所 固定資産税課 固定資産税班 03-3654-2157 主税局HP

<納付について> 江戸川都税事務所 徴収課 徴収管理班 03-3654-2164 都税の支払い方法 

令和7年度定期課税分 自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により減免を受けることができます。


現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、令和7年6月2日(月)まで、令和7年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。


4月、5月は窓口が混み合います。お早めの申請をお願いします。

<ご注意>

- ・自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録(取得)の日から1ヶ月以内です。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。
- ・減免額には上限が設定されています。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 

平日午前9時~午後5時(土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く) 主税局HP 

いいこといっぱい『青色アプリ』

最新情報をいち早く提供/ペーパーレス広報誌/デジタル会員証



家族会員が1つのIDで登録できるようになりました!

青色申告会アプリをご利用ください

App StoreまたはGoogle Playにて「青色申告会」と検索、もしくはQRコードからダウンロード

青色申告会 

 iPhone、iPad版  Android版

各種相談会(予約制)

>> 個別相談会

経理や帳簿、経営のご相談

次回は4月より随時開催
ご予約は『青色アプリ』が大変便利です♪

北会館

南会館

5/8(木) 9(金) 12(月) 13(火)

①9:30 ②10:40 ③13:00 ④14:10

4月より予約受付開始
ご予約は『南会館』へお電話ください

>> 税理士無料相談会

不動産譲渡や相続・贈与など税務のご相談

北会館

南会館

次回は6月開催予定

次回は6月開催予定

新年度の開催までお待ちください

>> 司法書士無料相談会

相続登記や後見・遺言などのご相談

北会館

南会館

随時 開催中

詳細は各会館へお電話ください

>> 弁護士無料相談会

経営や親族間トラブルなど法律のご相談

2/7(金) 21(金)

(原則 毎月第1・第3金曜日)

①13:15 ②14:15 ③15:15 ④16:15

ご予約は各会館へお電話ください

会場は『東京青色申告会館(市ヶ谷)』です

▶▶ 事務局カレンダー

1月27日~3月14日	決算相談会・所得税(北会館)
2月3日~3月11日	決算相談会・所得税(南会館)
3月17日	【南会館休館・午後】諸行事
3月18日~28日	決算相談会・消費税(北会館)
3月19日~27日	決算相談会・消費税(南会館)
3月21日	【全館休館】創立記念日
4月下旬	基礎説明会
4月25日	【全館休館】職員研修会
4月28日	【全館休館】諸行事

▶▶ 主な口座引落スケジュール

1月	青色共済(3ヶ月払) 団体介護保険	7月	青色共済(3ヶ月払) 団体介護保険、医療保険
2月		8月	
3月		9月	
4月	会費(年払・半年払) 青色共済(年払・3ヶ月払)	10月	会費(半年払) 青色共済(3ヶ月払)
5月	自転車保険	11月	
6月	ジョブカン会計シリーズ 傷害保険、がん保険	12月	傷害保険、がん保険 医療保険(中途加入)